

公民館管理内規

改定 平成17年4月10日

改定 平成21年4月 5日

改定 令和 4年4月 3日

(名称)

1. この建物は、「秋篠台公民館」(以下「公民館」という)と称する。

(管理運営)

2. 公民館の管理運営は、自治会役員が当たる。

(使用目的)

3. 公民館の使用は、自治会の発展、文化の向上、自治会員相互の親睦を図り、明るい住みよい町を築こうとする自治会の目的に沿うものでなければならない。

(使用の範囲)

4. 公民館の使用の範囲は、次の通りとする。
 - イ 自治会及び関係各種団体、公共団体の事業活動の為の集会、催し物。
 - ロ 老人会、婦人会、青年会、子供会等自治会員を構成員とするグループの文化教養、趣味の活動の為の集会、催し物。
 - ハ その他の場合(商品展示、民即売会等営利的利用を含む)は、3の目的に照らして、役員代表が適当と認める場合

(使用手続)

5. 公民館を使用する時は、別に定める「公民館使用申請書」に所定事項記入し、役員代表の承諾を得ること。

(使用料)

6. 私的な営利的利用の場合は、別に定める使用規定により使用料を徴収する。

(使用時間)

7. 公民館の使用時間は、原則として9時から21時とする。

(使用者義務)

8. 公民館を使用する時は、近隣の迷惑にならないよう、又火災防止については特に注意を払わなければならない。
9. 公民館使用後は使用者は、清掃、備品器具の整頓、戸締りを完全に行い鍵を担当役員に返納すること。
10. 公民館使用者は、建物及び備品器具等を破損した場合は、原状に復元するための弁済をしなければならない。

(その他)

11. 内規に定めない事項については、自治会役員会で決定する。
12. この内規の改定については、総会の議決による。

(使用料領収書の発行)

13. 役員会計は使用料受領のつど、領収書を発行する。

(附則)

本内規は平成17年4月11日より施行する。

公民館使用規定

改正 平成4年4月1日
改定 平成17年4月10日
改定 平成21年4月5日

1、政治活動に関する使用は認めない。

2、使用の方法

公民館を使用するときは、その1週間前に所定の「公民館使用申込書」に記入の上、各組の役員を通じて、又は、直接役員代表に提出し、承認を受けなければならない。

3、使用料

使用は半日単位とし、4時間を超える時は1日分とする。

公民館管理内規の4のイ及びロについては無料、ハ及びニについては、下記の通り徴収する。

| 使用室の種類 | | 使用料 | |
|--------|---|--------|----------|
| | | 4時間以内 | 4時間を超える時 |
| 和室 | 北 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 南 | 1,000円 | 2,000円 |
| ホール | | 2,000円 | 4,000円 |

なお、ハ、ニの夏期の冷房代および冬期の暖房代は、使用料の2割とする

(附則)

本規定は、平成17年4月11日より施行する。